

鶴岡市農業委員会第29回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和2年 4月13日(月) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 森 繁太 2番 菅原 久継 3番 佐藤 みほ 4番 齋藤 力 5番 奥山 康光 6番 渡部 長和 7番 前田 浩 8番 伊藤 由紀子 9番 石川 守 10番 高橋 聡
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 渡部 宏一 調整専門員 金内 かな 専門員 伊藤 豊 専門員 長瀬 かおり 羽黒分室調整主任 匹田 久雄 櫛引分室主事 上野 祥 朝日分室専門員 後藤 真
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日、欠席、遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第29回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め議事録署名委員を4番 齋藤力委員と、5番 奥山康光委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について≫
議 長	<p>ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	<p>ありがとうございます。3条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告をお願いします。5番奥山康光委員</p>
5 番 委 員	<p>5番奥山です。藤島の案件2件は同一世帯内にありますので、現地調査は行わず地元の推進委員の方からお聞きしております。いずれについても問題なく管理されているということですので報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。4番 齋藤力委員</p>
4 番 委 員	<p>4番齋藤です。羽黒地域の案件ですが4月6日に私と今野推進委員、事務局2名で現地を確認してまいりました。いずれも問題ないと確認しましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り決しました。続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について≫

議 長	ありがとうございます。4 条案件ですので、現地調査の報告をお願いします。 5 番 奥山康光委員
5 番 委 員	5 番奥山です。4 月 11 日、午後 3 時から私が現地確認しました。集落に面していることもあり、周りの農地には問題ないことを確認して来ましたので報告いたします。
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について原案通り決しました。続きまして議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫
議 長	ありがとうございます。5 条案件ですので、現地調査の報告をお願いします。 7 番 前田浩委員
7 番 委 員	7 番前田です。櫛引の案件につきまして 4 月 7 日午後 4 時 30 分から私、小林推進員、事務局 2 名で現地の確認を行いました。現在も砂利取りしている隣の個所で地主も同じ人で周りの管理は非常に良く整っておりましたので問題ないと判断いたしましたので報告いたします。
議 長	ありがとうございます。3 番 佐藤 みほ委員
3 番 委 員	3 番佐藤です。朝日地域の農地につきまして 4 月 6 日農業委員、私、推進委員、事務局と現地確認して来ました。隣接する畑についても問題ないことを確認しましたので報告いたします。
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について原案通り決しました。続きまして議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について≫
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第4号 農用地利用集積計画(案)について原案通り決しました。続きまして農業者年金の裁定請求について事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	《農業者年金の裁定請求について》
議 長	ありがとうございます。報告事項であります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、本日の審議はすべて終了しました。これをもちまして第29回東部農地部会を閉会します。
	閉 会 午前9:55
議 長	<p>議 長 _____ 高 橋 聡 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 齋 藤 力 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 奥 山 康 光 _____</p>